

生活福祉委員会

送付 2 1 - 5

改正国籍法に関する意見書を求める陳情

受付年月日 平成 2 1 年 4 月 2 3 日

陳 情 者 東京都千代田区内神田 3 - 5 - 2 小幡ビル 4 0 4

進 藤 彰

陳情書

(陳情の要旨)

国籍法の改正により生じる得る偽装認知の防止ならびに改正された国籍法の厳格な制度運用を要請する意見書を国会又は関係行政庁へ提出すること。

国籍法の一部を改正する法律が平成 20 年 12 月 5 日に参議院で可決され、同年 12 月 12 日に公布された。本改正法案は、「出生後日本国民である父に認知された子の国籍の取得に関する国籍法の規定は、一部が違憲である」との最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない場合における認知された子にも届出による日本国籍の取得を可能とする為に提出されたものである。

しかし、改正法の適正な施行に向けて両院で附帯決議が行われた他、国民の間でも偽装認知等の違法行為ならびに不正行為を懸念する声がある。違法に日本国籍が取得された場合、それに伴い生じうる犯罪行為および不正行為によって住民の福祉の増進ならびに千代田区の健全な発達が妨げられるおそれがある。

よって、地方自治法第 99 条の規定により、国籍法改正によって生じる得る偽装認知の防止ならびに改正された国籍法の厳格な制度運用を要請する意見書を国会ならびに関係行政庁に提出することを陳情する。

2009 年 4 月 23 日

千代田区議会議長 高山 はじめ 殿